

ロシア連邦における移動の自由と憲法裁判所

杉 浦 一 孝

はじめに

- 一 移動の自由等についての権利とその法的規制
- 二 憲法裁判所と移動の自由等についての権利の実現
むすびにかえて

はじめに

一九九三年二月二日に制定された現行のロシア連邦憲法（以下「九三年憲法」という。）は、第二七条第一項で、「合法的にロシア連邦の領域内にいるすべての者は、自由に移動し、ならびに滞在場所および住所を選択する権利を有する」として、市民、外国市民および無国籍者に移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択の自由（以下「移動の自由等」という。）を保障しているが、ロシアでこの移動の自由等が憲法上の権利として認められたの

は、ソ連の解体後のことである。そのソ連解体の直前の一九九一年一月二二日に、ロシアで自然法的人権観にもとづくいわゆる人権宣言（正式名称は「人間および市民の権利および自由の宣言」である。）が採択され、その第二条で「すべての者」に移動の自由等が保障されることになった。そして、翌一九九二年四月二一日に当時のロシア連邦憲法（一九七八年制定）が一部改正された時に、字句の修正を受けながらも、この人権宣言が当時の憲法の「第二編 国家と個人」、すなわち国家中心の基本権論にもとづく権利義務規定に取って代わり、ここに移動の自由等が憲法上の権利として確立したのである（第四二条第一項）。上記の九三年憲法第二七条第一項の規定は、旧憲法のこの規定を基本的に引き継いだものである。

この移動の自由等が憲法上の権利として承認される前は、これは、とくにネット期には民事法上の権利として認められていた。一九二二年一〇月三一日に制定されたロシア民法典は、ネット期における市場関係⇨商品交換関係の媒介形態として、「国の生産力の発展」のために、その他の権利とともに、その領域内で「自由に移動し、および居住する権利」を「すべての市民」に保障した（第四条第一項および第五条⁽¹⁾）。しかし、この権利は、一九二〇年代末からはじまる「第二革命」の展開、すなわちネットの放棄にともなって事実上否定されることになった。一九三二年一二月二七日に身分証明書に関する規程が制定され、それによって導入された居住者登録済査証（*propiska*）制度が「自由に移動し、および居住する権利」を完全に否定したのである。この居住者登録済査証制度は、いわゆるスターリン時代以後も続き、一九六四年六月一日に制定されたロシア民法典第一〇条が保障する市民の「住所を選択する権利」（六四年民法典では、「自由に移動する権利」の保障は明示されていない。）さえも無視して、一九七四年八月二八日付のソ連政府決定により承認された「ソ連の身分証明書制度に関する規程」にしたがって再編された。この制度は、居住者の単なる登録制度ではなく、市民の移動をコントロールするための滞在お

よび居住の許可制度であり、しかも、当該機関＝警察機関にその許否についての自由裁量をあたえ、その決定に対しては司法的統制を認めなかったために、市民の憲法上の権利および自由をも制限したのである。⁽²⁾

旧ソ連・ロシアでは、ペレストロイカの末期（一九八九年の秋から一九九一年八月の「クーデター」事件まで）に、社会主義社会から資本主義社会への社会体制の転換という課題が具体的な日程にのぼり、そのための政策が法令の改廃・制定をおして追求されていくことになった。つまり、旧ソ連・ロシアにおける市場経済化＝再資本主義化の追求である。これを背景にして、移動の自由等の実現を妨げていた居住者登録査証制度が、一九八八年一月のソ連憲法の一部改正の時に設置されることになったソ連憲法監督委員会により基本的に否定され、その結果、移動の自由等は、憲法上の権利として確立されていくことになる。⁽³⁾だが、ソ連の解体により、その課題は、ロシア等の旧連邦構成共和国に引き継がれ、ロシアでは、すでに指摘したように、一九九二年四月二一日の憲法改正により移動の自由等がはじめて憲法上の権利として認められるにいたった。次の課題は、この移動の自由等についての憲法上の権利をいかに実現するかということである。

本稿は、まず、移動の自由等が憲法上の権利として確立した後のその法的規制の内容を紹介し、次に、移動の自由等の実現過程でどのような問題が提起され、そしてどのように解決されてきているのかを明らかにするため、ロシア連邦憲法裁判所（以下「憲法裁判所」という。）の判決を分析することを課題とする。筆者は、すでに別の機会に、移動の自由等にかかわるソ連憲法監督委員会の「意見」とともに、一九九六年四月四日付の憲法裁判所の判決を検討したので、ここでは、それ以降の判決および決定を分析することにした。

一 移動の自由等についての権利とその法的規制

(一) 連邦法による規制

一九九二年四月二二日の憲法改正により移動の自由等が憲法上の権利として確立した約一年後の一九九三年六月二五日に、「ロシア連邦の領域内における移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択についてのロシア連邦市民の権利について」の法律⁽⁵⁾が制定され、同年一〇月一日に施行された。この法律は、現行法であり、第一条で次のように定めている。

「第一条（ロシア連邦の領域内における移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択についての権利）」

① ロシア連邦憲法および人権に関する国際文書にしたがって、すべてのロシア連邦市民は、ロシア連邦の領域内における移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択についての権利を有する。

② ロシア連邦の領域内における移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択についてのロシア連邦市民の権利の制限は、法律にもとづいてのみ、これを認める。

③ ロシア連邦市民でなくて、合法的にその領域内にいる者は、ロシア連邦の憲法および法律ならびにロシア連邦の国際条約にしたがって、ロシア連邦の領域内における移動の自由ならびに滞在場所および住所の選択についての権利を有する。」

一九九三年法は、このように、憲法上の権利である移動の自由等についての権利をあらためて確認しているが、ここで注目しなければならないのは、次の規定である。⁽⁶⁾

第一は、市民の登録の実施の目的についての規定である。「ロシア連邦の領域内における滞在地および住所地で

のロシア連邦市民の登録」は、「ロシア連邦市民がその権利および自由を実現し、その他の市民、国家および社会に對する義務を履行するのに必要な条件を保障するために」実施されるものであり（第三条第一項）、その限りにおいて、市民には、滞在地および住所地で登録を受けることが義務づけられている（同条第二項前段）。しかし、市民が登録を受けなかったことを理由に、「ロシア連邦憲法、ロシア連邦の法律ならびにロシア連邦を構成する共和国の憲法および法律に定める市民の権利および自由」、例えば、市民の所有権、住宅の権利、労働の権利、健康保護の権利等を制限することはできないとされている（同条第二項後段）。あらたに導入された市民の登録制度は、届出制の性格を有するものであり、それまでの居住者登録済査証制度とは本質的に異なるものであるといえよう。だが、その登録制度がどのように運用されているかは、別に検討を要する重要な課題である。「現存するかたちでの滞在地および住所地での市民の登録制度は、一九二五年にわが国に導入された居住者登録済査証制度とあまり変わらぬ」という指摘があるからである⁽⁷⁾。

第二は、移動の自由等についての市民の権利の制限に関する規定である。移動の自由等についての権利は、次の区域で、「ロシア連邦の諸法律」にしたがって制限することができる⁽⁸⁾とされている（第八条）。(a)国境地帯、(b)閉鎖された軍事都市、(c)閉鎖された地方公共団体、(d)環境破壊区域、(e)伝染性の疾病、非伝染性の集団疾病および集団中毒がまん延するおそれがあるため、住民の居住および経済活動について特別の規制がしかれた個々の地域および居住区域、ならびに(f)非常事態宣言または戒厳令が発せられた地域。上記の(a)、(b)および(c)の区域では、「国家の安全を守るため」に移動の自由等についての権利を制限することができる⁽⁹⁾、(d)および(e)の区域では、「人びとの健康を守るため」にその権利を制限することができる⁽¹⁰⁾とされている。そして(f)の区域では、「公共の秩序を維持するため」にその権利を制限することができる⁽¹¹⁾と主張されている。このように、一九九三年法が移動の自由等についての市民の

権利を制限することができる区域を限定し、しかも、「ロシア連邦の法律」だけにしたがって制限することができる」と規定しているのは、登録機関によるその権利の恣意的な制限が生じるのを防ぐためである。ただし、上記の区域で移動の自由等についての権利を「ロシアの法律」で制限する場合であっても、その制限事由を当該法律に具体的にかつ限定的に定める必要がある。

第三は、移動の自由等についての市民の権利が侵害されたときのその救済制度についての規定である。その権利が「国家機関、他の機関、企業、施設、組織、役員その他の法人および自然人の作為または不作為」により侵害されたときは、市民は、その上級の機関もしくは役職員に審査請求をし、または裁判所に直接不服の訴えを提起することができる⁽⁸⁾とされている(第九条)。裁判所への提訴は、同年四月二十七日に制定された「市民の権利および自由を侵害する行為および決定に対する不服の訴えの裁判所への提起について」の法律に定める手続により行うことになる。後述するように、移動の自由等についての権利が法令により侵害されたときは、市民は、ロシア連邦憲法裁判所に救済を求めることができる。ここで重要なことは、これらの救済制度の運用実態の分析である。とくに通常裁判所による救済の制度の実態については、「ロシア市民および外国市民の移動の自由についての権利が侵害された場合、彼らは、救済を求めて裁判所に提訴することをあまりしない」という指摘もあり、その分析も、今後の重要な課題である。

最後は、この一九九三年法に対する国際法規範の優位を定めた次の規定である。「この法律に定める事項で、ロシア連邦の国際条約に別段の定めがあるものについては、国際条約の規定を適用する」(第二十一条)。この規定も、いわゆる人権領域におけるロシアの国内法と国際法との関係についての従来の考え方が百八十度転換したことを示すものである。

一九九三年法は、「居住者登録済査証制度の段階的な廃止のはじまり」を意味しており、「禁止および許可の制度」を撤廃して、「ロシア市民の登録だけを必要とする自由な届出制度」を確立したといわれているように、法律のレベルで、従来の居住者登録済査証制度から市民登録制度へと制度改変を図ったものといえよう。しかし、この一九九三年法は、深刻な都市問題に直面するモスクワ市、民族紛争の発生にともなう多数の難民の流入という難問を抱えることになった北カフカース地域のクラスノダール辺区などの連邦構成主体では、事態をさらに悪化させるものとして反発を受けるだけであった。このような地域では、従来の居住者登録済査証制度が事態をそれ以上悪化させないための「防壁」として事実上存続していくことになる。⁽¹¹⁾

ところで、一九九三年法は、ロシアの領域内における滞在地および住所地での市民の登録およびその抹消の手続の詳細を、ロシア連邦政府が定める規則に委ねた（第三条第四項）。この規則の作成作業は、司法省や内務省の抵抗もあって、大幅に遅れ、二年後の一九九五年七月一七日に、これは制定された（翌一九九六年一月一日施行）⁽¹²⁾。

この「ロシア連邦領域内における滞在地および住所地でのロシア連邦市民の登録およびその抹消に関する規則」は、当初、問題となる規定を含んでいた。前述したように、一九九三年法は、第八条に列挙されている区域では、移動の自由等についての市民の権利を「ロシア連邦の法律」にしたがって制限することができる⁽¹³⁾と定めているが、上記の規則には、これに抵触する規定があった。住所地での市民の登録申請を拒否することができる事由を定めている規則第二二項は、その第二号で、「住所地での市民の登録は、……ロシア連邦の法令（законодательство）に定めるその他の事由にもついても拒否することができる」（傍点―筆者）と定めていた。この「法令」という用語は、ロシア連邦政府の決定（日本の政令にあたる）をも含むものであり、したがって、この規定により、ロシア連邦政府は、住所地での市民の登録を拒否することができる「その他の事由」、つまり移動の自由等についての権利を

制限することが可能となる「その他の事由」を自分の決定で定めることができたのである。これが一九九三年法の当該規定、さらにはいわゆる人権の制限事由を限定的に定めている九三年憲法第五五条第三項の規定にも反するとはいうまでもない。この「法令」という用語は、規則が施行されてまもなく、「法律」という用語に改められた。⁽⁴⁾しかし、この規則には、もう一つ問題となる規定があった。これは、後に見るように、ニジエゴロド州知事の憲法適合性審査の申立てにより憲法裁判所に持ち込まれることになる。

(二) モスクワ市およびモスクワ州の法令による規制

ロシア連邦の構成主体では、上記の連邦法による規制とは別に、独自の法令による規制が行われることになった。ここでは、その例として、モスクワ市およびモスクワ州における法的規制を取り上げること⁽⁵⁾にしよう。

モスクワ市議会は、市およびその周辺への人口の流入を防ぐため、一九九四年九月一四日に、「市のインフラストラクチャの発展およびモスクワ市に転入する市民の日常生活サービスの保障のための負担金の徴収について」の法律⁽⁶⁾を制定し、その第二条で、インフラの整備および日常生活サービスの保障を口実に、モスクワ市に住居を所有しているロシア市民で、同市に転入する者に対し、最低月額賃金の五〇〇倍の額の負担金を納付することを義務づけた。これにともない、モスクワ市政府は、同年一〇月一日付の決定により、「モスクワ市およびモスクワ州の区域外に居住する市民で、自分が所有する住居に住むためにモスクワ市に転入する者の居住者登録済査証（登録）問題の審査手続」を採択し、その第一項で、その負担金を納付した市民だけがモスクワ市で「居住者登録済査証（登録）」を受けられるとしたのである。

その後、モスクワ市政府は、一九九五年一二月二六日に、モスクワ州政府との合同決定により、上記の審査手続

に代わって、「モスクワ〔市〕およびモスクワ州における滞在および住所地でのロシア連邦市民の登録およびその抹消に関する規則」を承認した。この規則は、ロシア連邦政府が一九九五年七月一七日に制定した既述の規則の執行を保障することを目的としたものといわれているが、これも、引き続き、モスクワ市およびモスクワ州の区域外に居住する市民で、自分が所有する住居に住むためにモスクワ市またはモスクワ州に転入する者に対し、上記の一九九四年九月一四日付のモスクワ市の法律にしたがってモスクワ市に納付した負担金の領収書、または一九九四年七月七日付のモスクワ州行政長官（知事）の命令にしたがってモスクワ州、州内の市もしくは地区に納付した負担金の領収書の提出を義務づけ、その領収書を提出した市民だけがそれぞれのところで登録を受けられると定めていた。

憲法裁判所は、コミ共和国元首の憲法適合性審査の申立ておよび市民の憲法不服申立てにもとづいて、上記のモスクワ市の法律をはじめとする一連の法令の諸規定の憲法適合性審査を行い、その結果、はじめに指摘した一九九六年四月四日付の判決で、それらは移動の自由等についての権利を保障する九三年憲法第二七条第一項等に違反すると断じたのである。この判決により、それらは失効した⁽⁴⁾。

後に、モスクワ市とモスクワ州では、一九九九年三月三〇日に、両政府の合同決定により、新しい「モスクワ〔市〕およびモスクワ州における滞在および住所地でのロシア連邦市民の登録およびその抹消に関する規則」が承認された。これは、後述する一九九八年二月二日付の憲法裁判所の判決にしたがって旧規則を全面的に改めたものであるといわれているが、逆にいえば、旧規則には、憲法裁判所の一九九六年四月四日付の判決で否定された問題点だけでなく、一九九八年二月二日付の判決で否定された問題点も含まれていたことになる。新しい規則は、「市民がその権利および自由を実現し、その他の市民、国家および社会に対する義務を履行するのに必要な条件

をつくり出すこと、ならびにモスクワ〔市〕およびモスクワ州における公共の秩序および安全を確保すること」(第一項の二)を市民の登録の実施の目的としている。そして、モスクワ〔市〕およびモスクワ州における登録機関は内務機関、すなわち警察である(同項の三)とし、「市民は、滞在地および住所地の登録機関で登録を受け、かつ、本規則を遵守しなければならない」(同項の四)と規定している。この規則にもとづく登録について、これは、もはや「許可の性格」をもっておらず、移動の自由等についての市民の権利を制限するものではないといわれている⁹⁹が、はたして問題は何も残っていないのであろうか²⁰⁾。この点も考慮しながら、次に、移動の自由等についての権利にかかわる憲法裁判所の判決および決定を検討することにしよう。

二 憲法裁判所と移動の自由等についての権利の実現

(一) 一九九七年七月二日付の判決

モスクワ州では、憲法裁判所が一九九六年四月四日にモスクワ市の「市のインフラストラクチャの発展およびモスクワ市に転入する市民の日常生活サービスの保障のための負担金の徴収について」の法律をはじめとする一連の連邦構成主体の法令の諸規定に対して違憲判断を下した直後の同年七月五日に、「州内の市その他の居住区域のインフラストラクチャの発展およびモスクワ州に転入する市民の日常生活サービスの保障のための負担金の徴収について」の法律が制定された。この法律は、上記のモスクワ市の法律の規定で、違憲と認定されたものと同じ内容の規定を定めていた。すなわち、同じように、インフラの整備および日常生活サービスの保障を口実に、モスクワ州に住居を所有しているロシア市民で、同州に転入する者に対し、その登録申請の前に高額の負担金を納付すること

を義務づけていたのである。負担金を納入しなければ、転入の登録は受けられないことになる。この負担金を納入しなかったために、登録を拒否された市民らが、九三年憲法第二七条第一項で保障されている移動の自由等についての権利が侵害されたとして、憲法裁判所に不服申立てを行ったのが本件である。憲法裁判所は、この申立てを受理し、審理の結果、一九九七年七月二日に違憲判決を言い渡した⁽²⁾。

憲法裁判所によると、モスクワ州の上記の法律の第四条第六項で、転入の登録を申請する前に負担金を納入することを義務づけているのは、その法律が「市民登録に法的な許可制度」を導入したことを意味している。このような制度の導入は、すでに憲法裁判所で審査の対象となっており、一九九六年四月四日付の判決で、九三年憲法第二七条第一項および第五五条第三項（いわゆる人権の制限事由を限定している規定）に違反するとされている。ロシア連邦の一九九三年法は、九三年憲法の当該規定にしたがって「市民登録制度」を導入し、「登録の届出手続」を定めているが、このもとでは、登録を受けているかどうかは、その他の権利および自由の「制限事由または実現条件」とはなり得ない。憲法裁判所は、このようにのべた後、モスクワ州のその法律の当該規定は九三年憲法第二七条第一項および第五五条第三項に違反すると認定したのである。

本件には、憲法上の論点がもう一つあった。憲法裁判所によると、租税、料金等の徴収の一般原則は、九三年憲法第七五条第三項にしたがって「連邦の法律」により定められることになっている。今日、この「連邦の法律」にあたるのは、「ロシア連邦における税制の原則について」の法律（一九九一年一月二七日公布、翌九二年一月一日施行）である。この法律は、租税、料金等の徴収の一般原則ならびにこの領域における連邦の国家権力機関、連邦構成主体の権力機関および地方自治機関の間での権限の区分を定めているが、その第一八条第二項によると、すべてのレベルの権力機関は、連邦の法令に定められていない租税および控除の追加導入をすることができない⁽²⁾。この

規定に対しては、憲法裁判所は、一九九七年三月二一日付の判決で、すでに合憲判断を下しており、しかも、「ロシア連邦における税制の原則について」の法律が列挙している地方税、地方の料金等に限り、連邦構成主体の立法機関はそれらを導入することができるということを認めている。しかし、モスクワ州の上記の法律の第二条第一項ないし第三項に規定されている負担金は、「ロシア連邦における税制の原則について」の法律には列挙されていない。憲法裁判所は、このようにのべて、モスクワ州のその法律の当該諸規定は九三年憲法第七五条第三項にも違反するとしたのである。

このように、憲法裁判所は、モスクワ州の上記の法律等の当該諸規定に対して違憲判断を下したのに続いて、モスクワ州の法律の当該諸規定に対しても違憲判断を下したのである。この判決は、最終のものであって上訴することはできず、その言渡しの直後、効力を発し、モスクワ州の法律の問題の諸規定は効力を失った。違憲判決は当然であるといえ、当然であるが、すでに違憲判断が出ている内容と同じ規定を定めた連邦構成主体の法律を、その違憲判断を無視して制定する当局の法意識（とくに権利意識）こそ問題としなければならないであろう。

(二) 一九九八年二月二日付の判決

すでに指摘したように、一九九五年七月一七日付のロシア連邦政府決定により承認された「ロシア連邦領域内における滞在地および住所地でのロシア連邦市民の登録およびその抹消に関する規則」には、問題となる規定があった。ニジェゴロド州知事は、その規則の第一〇項、第一二項および第二二項の規定は、一時的に滞在する期間を制限し（第一〇項）、滞在地および住所地での登録を拒否すること（第二二項）および第二二項）により、「事実上、登録に許可の性格をあたえている、すなわち居住者登録済査証制度を維持している」として、憲法裁

判所に規則の当該諸規定の憲法適合性審査を申し立てた。憲法裁判所は、この申立てを受理して審理した結果、一九九八年二月二日に違憲判決を言い渡した。²⁰⁴

申立人の主張は、規則の当該諸規定は、九三年憲法第二七条第一項に規定されている移動の自由等についての権利を制限しており、また、「連邦の法律」だけによる権利および自由の制限を認めている第五五条第三項の規定とも矛盾しているというものであった。憲法裁判所は、これらの点を順次検討していくことになる。憲法裁判所は、まず、九三年憲法第二七条第一項、一九九三年法、そして一九九六年四月四日付のロシア連邦憲法裁判所の判決に触れながら、「滞在地および住所地での登録機関へのロシア連邦市民の届出」は、市民の「権利だけでなく、義務でもある」とし、それと同時に、「登録を受けたかどうかそれ自体」は、市民に何らかの権利および自由をあらたにあらたえたりするものではなく、また九三年憲法、連邦の法律および連邦構成主体の法令に定める「市民の権利および自由の制限事由またはその実現条件」ともなり得ないものであるとする。そして、登録機関は、「滞在现场および住所を選択するときの市民の自由な意思表示の行為を確認することだけ」の権限しかもっておらず、登録は、「許可の性格をもち得ず、滞在地および住所地を選択する市民の憲法上の権利を制限してはならない」として、次のように述べたのである。「ロシア連邦憲法に反しない意味での登録とは、連邦の法律に定めるロシア連邦の領域内での市民調査の方法のことであり、それは、届出の性格をもち、市民が滞在地または住所地に居る事実を反映するものである」。

次に、憲法裁判所は、移動の自由等についての権利が「絶対的な権利」ではないことを指摘した後、九三年憲法第五五条第三項および一九九三年法第八条に触れながら、連邦の法律に列挙されている制限事由以外のものをあらたにロシア連邦政府決定を含む命令で定めることは、九三年憲法および一九九三年法の規定に違反して許されない

とした。

このようにのべた後、憲法裁判所は、第一に、規則の第一〇項の憲法適合性についての判断を行う。規則第一〇項によると、市民が一時的な滞在地で登録を受ける場合、その期間は六カ月を超えてはならないが、市民またはその近親者が重病等で期日までに当該滞在地去ることができないときは、登録機関は、例外的にその期間を延長することができる。憲法裁判所は、これにより、一時的に滞在する期間が「市民の意思表示にはなく、登録機関（内務機関または地方当局）の裁量に委ねられてしまっている」とし、そして、期日が過ぎれば、市民が滞在地から去らなければならないような期間を設けることは、「当事者の合意にもとづいて形成される民法上、住宅法上または他の権利関係への執行権力機関および他の登録機関の介入」であり、「滞在地所および住所の選択の自由についての市民の憲法上の権利」を制限するものであると断じたのである。憲法裁判所によると、一時的に滞在する任意の場所に居る期間は、市民がみずから決めるべきことであつて、国家が決めるべきことではないということになる。

第二は、規則の第一二項および第二一項の憲法適合性についての判断である。憲法裁判所によると、滞在地および住所地での登録の拒否事由を定めているこれらの規定は、その内容から明らかのように、事実上、「市民の提出する書類が真正なものであるのかどうか、その書類が所要の手續にしたがつて作成されたのかどうか、入居許可書の交付が妥当であつたのかどうか、締結された契約が法令に適合しているのかどうかなどを審査すること」を予定している。しかし、一九九三年法は、登録機関にこのような審査を行うことを義務づけていない。憲法裁判所は、登録機関がこのような審査を行うことについて、これを「民法上、住宅法上、家族法上および他の権利関係の領域への執行権力機関および他の登録機関の違法な介入」であり、しかも、「さまざまな領域での市民の権利および義務の実現の適法性に対するコントロール制度」として「民法上、住宅法上、家族法上および他の権利関係の領域におけ

る市民の権利および自由に過度な制限」をもたらすものと断じたのである。

このようにして、憲法裁判所は、規則の当該諸規定を九三年憲法第二七条第一項および第五五条第三項に違反すると認定したのである。それと同時に、憲法裁判所は、判決本文のなかで、憲法裁判所法第八七条第二項⁽⁴⁾にしたがって、この違憲の認定が、これらの規定にもとづくその他の法令、これらの規定を取り入れているその他の法令または同じような規定を含んでいるその他の法令の規定を所定の手続により廃止する事由となるということを明らかにするとともに、これらの法令の規定を本判決に一致させるまでは、裁判所その他の機関および公務員はこれらを適用することができないとのべたのである。この判決は、最終のものであつて上訴することはできず、その言渡しの直後、効力を発し、規則の当該諸規定は失効した。

すでに指摘したように、一九九九年三月三〇日に承認された新しい「モスクワ〔市〕およびモスクワ州における滞在および住所地でのロシア連邦市民の登録およびその抹消に関する規則」は、この判決の指示にしたがつたものであるといわれているが、一般に、一時的な滞在にまでなぜ登録を受ける必要があるのだろうか。この点を問題にしないことがそもそも問題なのである。

(三) クラスノダール辺区の法律等に対する違憲決定

すでに指摘したように、クラスノダール辺区では、居住者登録済査証制度を廃止して届出制の市民登録制度を導入した一九九三年法が制定された時、その一九九三年法に対して反発する声が強かった。このことは、クラスノダール辺区の法律等に対し、憲法裁判所が短期間のうちに三度にわたつて違憲の決定を出していることにもあらわれているといえよう。ここでは、これらの決定を分析することにする。

最初は、一九九八年一〇月七日付の決定である⁴⁰。これは、一九九五年六月二三日付の「クラスノダール辺区の領域内における滞在および居住の登録手続について」のクラスノダール辺区の法律第一四条、第一五条および第三五条の規定の憲法適合性審査についての事件に関するものである。決定書によると、この法律の第三五条は、住宅を取得する者がクラスノダール辺区内の住所地で登録を受けているときに限り、公証事務所は、その住宅の譲渡契約の公証を行うことができると規定していた。逆にいえば、住宅を取得する者が同辺区内の住所地で登録を受けていなければ、その住宅の譲渡契約の公証が受けられず、当該契約は成立しないことになる。そして、第一四条および第一五条の規定は、ロシア市民がこの法律にしたがってクラスノダール辺区での居住権を事前に取得していなければ、その市民が住戸または住宅を取得する住所地で登録を申請しても、これを拒否する根拠となっていた。これらの規定の適用事件を担当していたクラスノダール辺区のソチ市の中央地区裁判所は、当該諸規定は移動の自由等についての権利と私的所有権をそれぞれ保障している九三年憲法第二七条第一項と第三五条第二項に違反するとして、憲法裁判所に当該諸規定の憲法適合性審査を申し立てた。それと同時に、これらの規定により実際に住居の贈与契約の公証を受けられなかった市民たちも、通常裁判所における行政訴訟で敗訴したため、同じく憲法裁判所に当該諸規定の憲法適合性審査を申し立てた。本件は、審査対象が同一であるため、これらの申立てを一個の手續に併合したものである。

憲法裁判所は、すでに検討した一九九六年四月四日付の判決、一九九七年七月二日付の判決および一九九八年二月二日付の判決をあげながら、「連邦の法律」ではなく、「ロシア連邦の構成主体の法令を含むその他の法令」が移動の自由等についての市民の憲法上の権利を制限している事件をこれまで審理してきたとして、次のようにのべている。「連邦の法律に直接定める理由のほかに、住所の選択についてのロシア連邦市民の権利の実現条件として特

別の登録手続を導入する理由を別に定めることは、ロシア連邦憲法および連邦の法律に違反する。ロシア連邦の構成主体は、住所の選択についての市民の憲法上の権利の制限を独自に導入することはできず、また、登録を受けたかどうかを、ロシア連邦憲法に定める市民の権利（この場合は、第三五条に定める権利）の制限事由またはその実現条件として定めることもできない。連邦の法律を除くその他の法令の規定で、このような制限を定めるものは、ロシア連邦憲法第二七条第一項、第五五条第三項、第七一条第三号ならびに第七六条第一項および第五項に適合しない。このような法令〔の規定〕は、ロシア連邦憲法第七六条第五項の規定により、効力をもち得ない²⁷⁾。

このように述べた後、憲法裁判所は、クラスノダール辺区の上記の法律の当該規定が、すでに憲法裁判所で憲法適合性審査の対象となった規定で、今なお効力を有する判決により無効とされたものと類似したものである以上、憲法裁判所法第四三条第一項第三号および第六八条にしたがって手続を打ち切ることが相当であるとした。そして、すでに指摘した憲法裁判所法第八七条第二項にしたがって、これらの諸規定は、裁判所その他の機関および公務員により適用されてはならず、所定の手続により廃止されるべきであると結論づけたのである。

なお、この決定も、判決と同じように、最終のものであって上訴することはできず、その言渡し直後、効力を発した。申立人となった市民たちの事件は、通常裁判所により再審理されることになった。

第二は、二〇〇〇年二月三日付の決定である²⁸⁾。この決定は、一九九五年八月八日付の「クラスノダール辺区における特別土地利用手続について」のクラスノダール辺区の法律第一六条第一項の規定の憲法適合性審査についての事件に関するものである。決定書によると、この法律の第一六条第一項は、契約の当事者がクラスノダール辺区またはアディゲイ共和国で居住権の登録を受けていない市民であるときは、クラスノダール辺区の領域内で土地取引を行うことを禁止していた。この規定にもとづいて、一つの土地および住宅の売買契約の登録がツアプシンスク地

区の土地資源・土地整理委員会により拒否された。それは、当該契約の当事者の一方がモスクワ市に在住する市民であったからである。その市民が、当該規定は九三年憲法に違反するとして、憲法裁判所にその憲法適合性審査を申し立てたのが本件である。

申立人の主張は、上記の法律の当該規定は私的（土地）所有権の保障に係る九三年憲法第九条第二項、第三五条および第三六条に違反するというものであった。しかし、憲法裁判所は、おもに九三年憲法第二七条第一項違反の事件として審理していくことになる。憲法裁判所は、一九九六年四月四日付の判決、一九九七年七月二日付の判決および一九九八年二月二日付の判決に加えて、上記の一九九八年一〇月七日付の決定もあげながら、これらの判決および決定のなかでのべられている理由と同じ理由にもとづいて、次のようにのべたのである。「連邦の法律に定められていない土地取引の条件、すなわちクラスノダール辺区またはアディゲイ共和国での居住権の登録（の義務づけ）、要するに、住所の選択についての市民の憲法上の権利の制限を導入している『クラスノダール辺区における特別土地利用手続について』のクラスノダール辺区の法律の当該規定は、ロシア連邦憲法裁判所がロシア連邦憲法に適合しないと認定した規定に類似したものであるため、裁判所その他の機関および公務員により適用されるはならず、所定の手続により廃止されるべきである」。本件で申立人の申立てがこれ以上審理されずに、その手続が打ち切られたこと、だが、申立人となった市民の事件は「権限をもつ機関」により所定の手続にしたがって再検討されることになったことも、一九九八年一〇月七日付の決定と同じである。

最後は、二〇〇〇年六月二三日付の決定である。これは、一九九五年六月二三日付の「クラスノダール辺区の領域内における滞っておよび居住の登録手続について」のクラスノダール辺区の法律第三六条および「住所地での特別登録手続を暫定的に導入する辺区の市および地区の一覧表ならびにこれらの住所地での登録の規則について」のク

ラスノダール辺区議会の決定の憲法適合性審査についての事件に関するものである。決定書によると、この法律の第三六条は、クラスノダール辺区議会が知事の提案にもとづいて住所地での特別登録手続を暫定的に導入する市および地区の一覧表を作成することを認めている。この場合、その登録の規則は、クラスノダール辺区行政府が作成し、議会がこれを承認することになっている。議会は、一九九七年七月四日、この規定にしたがって、上記の決定を採択した。特別登録手続を暫定的に導入する辺区の市および地区の一覧表のなかには、ソチ市を含む八つの市および地区があげられている。そして、その登録の規則によると、ロシア市民でない者が辺区外からこれらの市および地区に来たときは、その住所地での登録は、知事のもとに置かれている辺区移住監督委員会が、関係する市（地区）移住監督委員会の提案にもとづいて行うことになっている（第一項）。しかし、ベラルーシ以外の独立国家共同体の加盟国から来た者で、クラスノダール辺区に居住するロシア市民と結婚したものは、その婚姻登録がなされた時から五年未満しか経過していないときは、配偶者の住所地で登録を受けられないことになっていた（第二項）。

申立人の主張によると、アルメニア市民である申立人は、一九九七年二月に、ソチ市に在住するロシア市民（女性）と結婚して同居することになった。しかし、彼は、上記の諸規定により、妻の住所地での登録を拒否された。申立人は、ソチ市の中央地区裁判所に登録拒否処分取消しを求めて提訴したが、第一審裁判所は、その請求を退け、続く上級裁判所も、その上訴を退けたのである。そこで、申立人は、上記の法律の当該規定および議会の決定は九三年憲法の第一九条第一項および第二七条第一項がそれぞれ保障する憲法上の権利、すなわち法律および裁判所の前の平等と移動の自由等についての権利を侵害しているとして、憲法裁判所にその憲法適合性審査を申し立てたのである。

憲法裁判所は、本件の申立人が外国市民であるため、まず、外国市民が移動の自由等についての権利の主体とな

り得るかどうかについて検討をし、その結果、次のようにのべている。「この法律〔一九九三年法〕は、人がロシア連邦市民であるか、外国市民であるかによって、または国籍をもっていないということによって当該権利（移動の自由等）についての権利」を制限することを認めておらず、ましてその制限を、ロシア国籍をもつ配偶者と結婚し、婚姻登録がなされているこのような者の滞在期間とむすびつけて考えているはずがない」。

憲法裁判所は、このように外国市民にもロシア市民と平等に移動の自由等についての権利が保障されることを認め、先に検討した同年二月三日付の決定と同じように、一九九六年四月四日付の判決、一九九七年七月二日付の判決、一九九八年二月二日付の判決および一九九八年一〇月七日付の決定、さらにはその二月三日付の決定もあげながら、これらの判決および決定のなかでのべられている理由と同じ理由にもとづいて、次のように結論を下したのである。「一九九五年六月二三日付の『クラスノダール辺区の領域内における滞在および居住の登録手続について』のクラスノダール辺区の法律第三六条および一九九七年七月四日付の『住所地での特別登録手続を暫定的に導入する辺区の市および地区の一覧表ならびにこれらの住所地での登録の規則について』のクラスノダール辺区議会の決定は、ロシア連邦憲法裁判所がすでにロシア連邦憲法に適合しないと認定した規定に類似したものであるため、裁判所その他の機関および公務員により適用されてはならない」。本件でも申立人の申立てがこれ以上審理されずに、その手続が打ち切られたこと、そして、申立人となったアルメニア市民の事件が「権限をもつ機関」により所定の手続にしたがって再検討されることになったことも、前二者の決定と同じである。

このように、クラスノダール辺区では、(外国)市民が侵害された移動の自由等についての憲法上の権利の司法的救済を求めて、憲法裁判所に立て続けに申立てを行い、憲法裁判所は、これらの申立てに積極的に応えたのである。しかし、これで移動の自由等についての権利の侵害がなくなったわけではない。「ロシア連邦の一連の構成主体

では、これまでどおり、許可手続がとられている。それは、ロシア連邦の構成主体の法令および地方自治機関の法令にもとづいている⁽³⁾といわれるような事態がその後も続くのである。膨らむ財政赤字、工業生産の減少、高い失業率、高まる人口密度、移住の増加など、「さまざまな社会経済的要因」がその原因であると指摘されているが、果たして「社会経済的要因」だけが原因であろうか。

むすびにかえて

これまで、ロシアにおいて移動の自由等が憲法上の権利として確立した後のその法的規制の内容を分析し、その後、移動の自由等についての憲法上の権利の実現過程でどのような問題があり、それらがどのように解決されているのかについて、その移動の自由等に係る憲法裁判所の判決および決定を分析することにより、その一端を明らかにしてきた。九三年憲法および一九九三年法にもとづく移動の自由等に関する法制の基本的な枠組みは、明確となっている。九三年憲法第二十七条第一項で移動の自由等が憲法上の権利として承認され、その権利を制限する場合は、九三年憲法第五五条第三項で限定されている制限事由が存在し、しかも、「連邦の法律」という法形式にもとづくときに限り、それが認められることになる。だが、実際は、市場経済化⇨再資本主義化を背景とする都市問題などの社会問題をそれぞれ解決するため、ロシア連邦政府の決定によって承認された市民の登録規則や連邦構成主体の法律により、移動の自由等についての権利が制限されてきた。その意味では、移動の自由等についての権利の制限は、体制転換の過程にあるロシア社会内の諸矛盾の粗野な解決方法の一つとしてとらえることができるが、だからといって、それが肯定されているわけではない。憲法裁判所の地道な活動がそのことを物語っていると見え

う。⁸⁴⁾

最後に、残されている課題を指摘してむすびにかえたい。一九九三年法は、第八条で、移動の自由等についての権利を制限することができる区域を六つに限定し、しかも、それぞれの区域でその権利を制限する場合、「連邦の法律」にしたがって行うことを求めている。例えば、非常事態宣言が発せられた地域でその権利を制限する場合、非常事態法という「連邦の法律」にしたがって行うことが憲法上要求されているのである。それゆえに、それぞれの区域で移動の自由等についての権利を制限する「連邦の法律」の憲法適合性審査が次の重要な課題となるといえる。憲法上の権利および自由の制限事由を限定している九三年憲法第五五条第三項の内容を緻密化する憲法解釈論とそれにもとづく立法論の展開である。憲法裁判所は、憲法上九三年憲法の最終的な解釈権をあたえられている重要な機関であるが、これはあくまでも事後的なコントロール機関である。したがって、その作業をまず遂行する責務を負っているのは、関係法律を制定する連邦議会、より具体的にいえば、連邦議会の一人ひとりの構成員である。議会構成員の法意識（とくに権利意識）、さらにはこれらを選出する選挙人（下院の場合）および連邦構成主体の（行政府・議会の構成員（上院の場合）の法意識（とくに権利意識）が問われているのである。

注

- (1) 一九二二年のロシア民法典は、第四条および第五条で、次のように定めていた。「国の生産力の発展のために、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、裁判により権利を制限されていないすべての市民に民事上の権利能力（民事上の権利および義務を有する能力）をあたえる。／性、人種、民族、信教および出自は、民事上の権利能力の範囲に何ら影響をあたえないものとする」（第四条）。「前条の規定にしたがって、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国およびソ連邦の他のソビエト共和国の市民

は、ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の領域内において自由に移動し、および居住する権利、法律により禁止されていない職種および職業を選択する権利、法律に定める制限内において財産を取得し、および譲渡する権利、法律行為をなし、および債権関係の当事者となる権利、ならびに、工業活動および商業活動を規制し、労働の使用を保護するすべての決定を遵守しながら、工業企業および商業企業を組織する権利を有する」(第五条)。

(2) 杉浦一孝「ロシア連邦における移動の自由等についての市民の権利」長谷川正安・丹羽徹編『自由・平等・民主主義と憲法学』(大阪経済法科大学出版部、一九九八年)二五四頁、エム・ヴェ・コステンニコフ、ア・ヴェ・クラッキン、ユ・エヌ・サスノーフスカヤ「パスポート登録制度の概念」『法と政治』(ロシア語)(モスクワ)二〇〇五年、第六号、三二―三四頁を参照。なお、この時期の旧ソ連のパスポート制度を分析しているヴェ・ペ・ポポーフの論文「ソ連におけるパスポート制度(一九三二―一九七六年)」『社会学研究』(ロシア語)(モスクワ)一九九五年、第八号および第九号も参照。

(3) 杉浦・前掲注(2)二五五―二六一頁を参照。

(4) 同右、二六七―二七二頁を参照。

(5) 「ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高ソビエト公報」(ロシア語)(モスクワ)一九九三年、第三二号、掲載番号一二二七(筆者によるこの法律の仮訳が『社会主義法のうごき』(ナウカ、一九九三年)第六三号に収められているが、引用するにあたり、一部訳を変えた)。

(6) 外国人の移動等の自由については、別途検討する必要がある。以下の本文では、一部の事例の場合を除き、移動の自由等についての権利の主体をロシア市民に限定して検討する。

(7) エム・ヴェ・コステンニコフ、ア・ヴェ・クラッキン、ユ・エヌ・サスノーフスカヤ・前掲注(2)三二頁を参照。

(8) 「ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高ソビエト公報」(ロシア語)(モスクワ)一九九三年、第一九号、掲載番号六八五。

- (9) イ・ア・アレシニコワ、イ・エヌ・イサーコフ「移動の自由についての権利の司法的救済」『ロシアの裁判官』〔ロシア語〕（モスクワ）二〇〇五年、第一号、二四頁を参照。
- (10) ヴェ・デ・カルポーヴィッチ監修『ロシア連邦憲法コンメンタール』（第二版）〔ロシア語〕（モスクワ、二〇〇二年）一七八頁を参照。
- (11) 「居住者登録済査証制度は廃止。だが、このような自由は高くつくかも」『ロシア新聞』〔ロシア語〕（モスクワ）一九九三年九月一〇日付を参照。
- (12) 杉浦・前掲注(2)二六五—二六七頁を参照。
- (13) 『ロシア連邦法令集』〔ロシア語〕（モスクワ）一九九五年、第三〇号、掲載番号二九三九。
- (14) 『ロシア連邦法令集』〔ロシア語〕（モスクワ）一九九六年、第一八号、掲載番号二一四四。
- (15) ニジェゴロド州における法的規制については、エス・シイモヴォロス「人権侵害に対する『居住者登録済査証』制度の影響—ニジェゴロド州の実際から—」『人権運動家』〔ロシア語〕（モスクワ）一九九八年、第一号、二—二九頁を参照。シイモヴォロスは、移動の自由等について、「ロシアの法制度では、法治国家の一般的で『見せかけの』理論と『国家利益』の法適用実務との『共存』という矛盾した状況が形成され、維持されている」として、次のようにのべている。「一方で、人権の優位という憲法上の原則と国際的義務の圧力が存在し、他方では、国家による住民や個々の市民に対する『制御』という社会政治的ドクトリンが事実上変わらぬかたちで存続している」（二九頁）。この指摘は、その時点でのロシア連邦における移動の自由等をめぐる法の実態を正確に伝えているといえよう。
- (16) <http://black.infotis.nov.su/infobase/wwwr.exe/k/36/?doc=5300>.
- (17) 以上の点については、杉浦・前掲注(2)二六九—二七一頁を参照。
- (18) <http://black.infotis.nov.su/infobase/wwwr.exe/k/36/?doc=18409>.

- (19) 「モスクワにおける新しい登録規則」『独立新聞』（ロシア語）（モスクワ）一九九九年七月二日付を参照。
- (20) 後に検討する一九九八年二月二日付の判決で憲法裁判所が違憲とした連邦の規則の諸規定を「地域レベル」で生まれ変わらせたものとして、この新しい規則を厳しく批判するエム・ユ・デードク、ア・ベ・マリコフ「移動および住所の選択の自由—法令と実践—」『弁護士』（ロシア語）（モスクワ）二〇〇一年、第一〇号を参照。モスクワ市およびモスクワ州のこの新しい規則については、別の機会に検討することにした。
- (21) 『ロシア連邦憲法裁判所通報』（ロシア語）（モスクワ）一九九七年、第五号、二〇—二四頁を参照。
- (22) この「ロシア連邦における税制の原則について」の法律第一八条第二項の規定は、一九九二年七月一六日に公布された「ロシアの税制の改正について」の法律により追加されたものである（『ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高ソビエト公報』（ロシア語）（モスクワ）一九九二年、第三四号、掲載番号一九七六）。その後、一九九八年七月と二〇〇〇年七月にそれぞれ税法典第一部とその第二部が制定された（『ロシア連邦法令集』（ロシア語）（モスクワ）一九九八年、第三一号、掲載番号三八二四、二〇〇〇年、第三二号、掲載番号三三四〇）。この時点では、その規定は、他の若干の規定とともに、廃止されなかったが、二〇〇四年七月に制定された税法典の一部改正等についての法律により、ようやく廃止されることになった（『ロシア連邦法令集』（ロシア語）（モスクワ）二〇〇四年、第三一号、掲載番号三三三二）。しかし、その規定の内容の本質的な部分は、税法典第一部の第一二条第六項の規定のなかに見られる。
- (23) 『ロシア連邦憲法裁判所通報』（ロシア語）（モスクワ）一九九八年、第三号、三一—三〇頁を参照。
- (24) 憲法裁判所法第八七条第二項は、二〇〇一年二月の憲法裁判所法の一部改正（『ロシア連邦法令集』（ロシア語）（モスクワ）二〇〇一年、第五一号、掲載番号四八二四）の時に改められたが、改正前の規定は、次のとおりである。「法令もしくは条約またはその個々の規定がロシア連邦憲法に適合していないと認定されたときは、その認定は、憲法違反と認定された法令もしくは条約にもとづくその他の法令の規定、または当該法令もしくは条約を取り入れ、もしくは申立ての対象となったような

規定を含むその他の法令の規定を所定の手続により廃止する事由となる。裁判所その他の機関および公務員は、これらの法令および条約の規定を適用することができない」(ロシア研究)別冊三(日本国際問題研究所、一九九五年)に憲法裁判所法の杉浦訳が収められている。改正後の憲法裁判所法の杉浦訳は、二〇〇五年七月に名古屋で開催した国際シンポジウム「体制移行国における憲法適合性審査機関の役割」の時に作成した「憲法裁判所等に関する法律」【資料集】(名古屋大学法政国際教育協力研究センター、二〇〇五年七月)に収められている。

(25) 憲法裁判所の「決定」とは、憲法裁判所法第三条第一項第一号から第四号までに規定する任意の事項の実体についての終局裁判である「判決」および同法第三条第一項第五号に規定する事項の実体、すなわち反逆行為その他の重大犯罪の実行の容疑でロシア連邦大統領を訴追したとき、所定の手続が守られたかどうかに関する質問の実体についての終局裁判である「意見」を除くその他のすべての裁判をいう(憲法裁判所法第七条第一項ないし第四項)。

(26) 「ロシア連邦憲法裁判所通報」(ロシア語)(モスクワ)一九九八年、第六号、七四―七九頁を参照。

(27) 九三年憲法の第七一条は、ロシア連邦の専管事項を定めている規定であり、その第三号で、「人間および市民の権利および自由の規制および保護、ロシア連邦における国籍ならびに少数民族の権利の規制および保護」をその一つとしてあげている。第七六条は、法令の規制対象および効力についての規定であり、その第一項および第五項で、それぞれ次のように定めている。「①ロシア連邦の管轄事項については、ロシア連邦の全領域において直接効力を有する連邦の憲法的法律および法律を制定する」。「⑤ロシア連邦の構成主体の法律その他の法令は、第一項および第二項にしたがって制定された連邦の法律に反することのできない。連邦の法律とロシア連邦において発布された他の法令とが抵触するときは、連邦の法律が効力を有する」。

(28) 憲法裁判所法第四三条第一項は、申立てを審理に付さないことを決定する場合を定めた規定であり、その第三号で、「申立ての対象についてロシア連邦憲法裁判所がすでに判決を言い渡し、その判決が効力を有するとき」をその一つとしてあげている。第六八条は、訴訟手続の打切りの規定であり、「法廷での審理の過程で、申立てを審理に付することを拒否する事由があら

われたとき」に、訴訟手続を打ち切ることを認めている。

(29) 『ロシア連邦憲法裁判所通報』(ロシア語) 二〇〇〇年、第三号、六〇—六四頁を参照。

(30) 『ロシア連邦憲法裁判所通報』(ロシア語) (モスクワ) 二〇〇〇年、第六号、三三—三八頁を参照。

(31) ア・ア・ベズーグロフ、エス・ア・サルグートフ『ロシア憲法』第一巻(ロシア語)(モスクワ)二〇〇二年、四七四頁。

(32) エム・ヴェ・コステンニコフ、ア・ヴェ・クラッキン、ユ・エヌ・サスノーフスカヤ・前掲注(2)四八頁を参照。

(33) 具体的な事件を審理しているすべての裁判所は、当該事件で適用すべき法令またはその個々の規定が移動の自由等についての憲法上の権利を侵害していると判断するときは、憲法裁判所に質問という形式でその憲法適合性審査を申し立てることができ、この「質問制度については、一〇年以上が経過しているにもかかわらず、これは、裁判所の法適用実務のなかではまだ広く行き渡っていない」といわれている(イ・ア・アレシニコフ、イ・エヌ・イサーコフ・前掲注(9)二三頁)。その原因として、裁判官の権利意識の弱さ、そもそも市民が行政事件で裁判所をあまり利用しないということ(その一部は市民の裁判所に対する不信の問題と裏腹の関係にある)などをあげることができると思われるが、それはともかくとして、憲法裁判所が「時代遅れの居住者登録査証制度の漸進的廃止」と「移動の自由に関する国際規範および憲法規範ならびにこれらとむすびついた市民のその他の権利および自由に関する規範の実現」に向けて「重要な役割」を果たしている(ヴェ・デ・カルポーヴィッチ・前掲注(10)一七九頁)ことは間違いないであろう。

【付記】本稿は、一般に人目につかない科学研究費補助金・基盤研究(B)の成果報告書である『体制転換期ロシアにおける人権の理論的・実証的研究』(研究代表者・小森田秋夫、二〇〇一月三月)に寄せた杉浦一孝「第六章 移動の自由等についての権利」を、新しい資料を付け加えて大幅に修正し加筆したものである。